

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「健やかな体」の育成 健康教育の充実

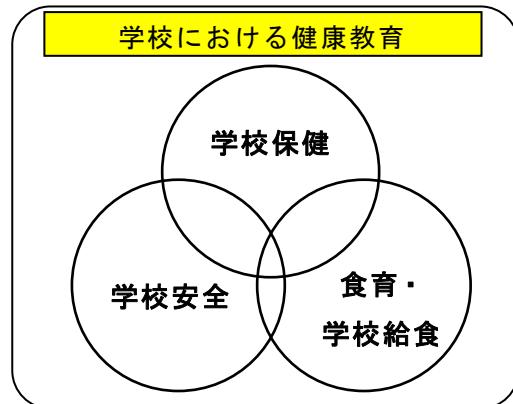
子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて全ての人々の願いであり、児童生徒に対する健康教育は、「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う」という重要な意義と役割をもっている。

現在、メンタルヘルスへの対応、食習慣の改善、登下校時の安全確保、自然災害の対応など、子供の健康・安全に関する様々な課題が生じ、その解決が求められている。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においても、総則に「学校における食育の推進」、「安全に関する指導」、「心身の健康の保持増進に関する指導」が示されており、現代的な健康課題に対応する健康教育の一層の充実が必要である。

1 学校における健康教育

学校における健康教育は、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「学校保健」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「学校安全」、望ましい食習慣の形成等を図るための「食育・学校給食」を包括したものであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を図っている。



健康教育の目標は、時代を越えて変わらない健康課題や現代的な健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようになることである。

このため、児童生徒一人一人が、自らの健康課題や問題点を認識し、自分でそれを解決する力の育成を目指して、各学校で組織的な取組を行うことが重要である。

2 子供の健康・安全を取り巻く状況

近年、子供を取り巻く生活環境の急激な変化により、メンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患、肥満、喫煙、飲酒、薬物乱用の問題など、心と体の両面に関わる様々な課題が生じている。また、新型コロナウイルス感染症については、国内外の感染状況を見据えると、長期的な対応が求められることが見込まれる状況であり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

また、自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されている。児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定される。

3 健康教育の進め方

(1) 推進体制の整備

多様化・深刻化している児童生徒の健康・安全の課題を解決するためには、教育課程や各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するとともに、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通認識（基本的な知識と理解）をもち、関係機関等と十分連携して、健康教育を推進することができるよう体制の整備を図る必要がある。

学校保健計画	学校保健安全法第5条で策定及び実施が規定されており、保健主事が立案等の中心となる。
学校安全計画	学校保健安全法第27条で策定が規定されており、学校安全の中核となる教職員（学校安全主事・主任等）が立案等の中心となる。
食に関する指導に係る全体計画	学校給食法第10条に「校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成すること」と規定されている。栄養教諭は本務校と兼務校のいずれにおいても、全体計画の作成で中心的な役割を果たす。

(2) 健康教育におけるマネジメントサイクル

健康教育を組織的に推進するためには、マネジメントサイクルを十分に機能させる必要がある。まず、前提として、児童生徒の実態やニーズ、自校が抱えている課題を把握し、その解決のために組織としての方針を検討する。次に、目標等を達成するために計画を作成（Plan）し、計画を実施するために教職員や児童生徒を組織化し、実施（Do）する。実施後には、その評価（Check）によって設定された目標の達成度や計画及び組織活動の妥当性などの検討と改善（Action）を加えて、次の計画につないでいく。このような活動の過程を理解し、マネジメントサイクルが機能するように中核となる教職員が働きかけをすることが重要である。

(3) 健康・安全・食に関わる資質・能力

健康教育においては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次の柱に沿って、資質・能力の育成を目指し、指導していく必要がある。

【知識・技能】

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

【思考力・判断力・表現力等】

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

【学びに向かう力・人間性等】

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようしたりする態度を身に付けていること。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 平成28年12月 中央教育審議会（答申）別紙】

4 保健教育

(1) 保健教育の目標

学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培うことである。

(2) 保健教育の位置付け

保健教育は、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。また、組織的かつ計画的な推進が必要である。

(3) 保健教育の推進とカリキュラム・マネジメント

教育課程の各教科・科目、特別活動など関連する教科等がそれぞれの特質に応じて行われた上で、相互を関連させて指導していく必要がある。その際、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉掛けを通して指導や援助を行うカウンセリングといった個別指導を連携させて、児童生徒の発達を支援することも重要である。

保健教育

体育科の保健領域、保健体育科の保健分野・科目保健

その他関連する教科等（社会科、理科、生活科、家庭科、特別の教科 道徳）

総合的な学習（探究）の時間

（保健に関する横断的・総合的な学習〔福祉・健康〕）

特別活動（学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等における保健の指導）

日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

(4) がん教育

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。各教科等における学習を関連付けるとともに、外部講師の活用を図り、がん教育を学校保健計画に位置付け、学校教育全体を通して、取組を推進する必要がある。

(5) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となる。具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒等の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要である。

5 安全教育

(1) 安全教育の目標

参考HP：文部科学省「文部科学省×学校安全」

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安心・安全な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことである。

(2) 安全教育の内容

安全教育は、教育課程の各教科・科目、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。

安全教育

体育科の保健領域、保健体育科の保健分野・科目保健

総合的な学習(探究)の時間・特別の教科 道徳における安全に関する学習

自立活動における安全に関する学習、その他関連教科における安全に関する学習

特別活動(学級活動・HR活動、学校行事、児童会・生徒会活動等)における安全指導

部活動等の課題における安全指導、日常の学校生活における安全指導

(3) 安全教育の3領域

生活安全 日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

交通安全 様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車、二輪車等の利用ができるようになる。

災害安全 様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 生活安全

県内において不審者情報は後を絶たず、不審者による重大犯罪など、日常生活の安全確保が望まれ、警察等の関係機関等と連携した対策を講じる必要がある。学校教育活動時における危険理解と安全の確保、応急手当、犯罪に対する適切な行動の仕方、安全な環境づくりを実施する。

イ 交通安全

第11次広島県交通安全計画が作成され、「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の実現に向けた取組が実施されている。また、通学路の緊急合同点検を受け、各市町で定められた「通学路交通安全プログラム」に則り、安全な通学路の設定や安全点検が実施されている。

【学校における自転車安全利用に向けた取組事例】

- ① 自転車利用時の交通ルールの遵守を徹底
- ② 自転車利用時のヘルメットの着用を促す啓発活動
- ③ 保険への加入推奨
- ④ 自転車運転者の交通違反者に指導警告される「自転車指導警告票」の周知・活用
- ⑤ 各種関係機関等と連携した自転車安全教室・安全講習会の実施

交通安全教育
指導者マニュアル



「交通安全教育
指導者マニュアル」
(広島県警察作成)

ウ 災害安全（学校における防災教育）

平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害や平成 30 年 7 月に西日本各地で発生した土砂災害にみられるように、自然災害は想定を超える可能性が常にある。自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付け、将来、地域の防災リーダーとして主体的に防災活動を進めていく態度を育成することが大切である。学校においては、避難訓練だけでなく、教育活動全体を通しての体系的な防災教育が必要である。



【防災教育の目標】

- 自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下、自らの安全を確保する行動ができるようにする。
- 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。

【防災教育の内容】

- 自然災害（地震・津波等）を知る。
- 対処行動を知る。
- 地域の自然災害の被害や特徴を考える（先人の経験に学ぶ）。 広島県自然災害に関する防災教育の手引き
- 地域の安全な社会づくりに貢献する態度を身に付ける。



(防災教育の事例)

- ・他の機関等の合同防災訓練 ・避難所運営訓練 ・防災キャンプ ・炊き出し訓練 ・防災講演会
- ・地域防災ウォーク ・地域防災マップ作り ・朝の会、SHR 等を利用した防災指導
- ・「ひろしまマイ・タイムライン」の作成 ・広島県一斉防災教室、一斉地震防災訓練
- ・災害ハザードマップを活用した図上訓練 ・水害碑を活用したフィールドワーク

『防災教育を効果的に進めるための留意点』

- 学校安全計画に盛り込んだ計画的な実施
- 各教科等の関連を図った指導
- 知識の習得と実践を組み合わせた実効性のある指導内容
- 学習した知識や技能を活用して、主体的に判断・行動し、災害に適切に対応する能力を身に付けさせる指導内容
- 地域での活動を組み込み、安全な社会づくりに貢献する態度の育成
- 関係機関等との連携
- 最新の気象情報等を入手、活用

気象災害への対応

平時ポイント

- ・気象情報や「警戒レベル」を用いた防災情報、ハザードマップを確認
- ・教職員間で情報共有と連絡体制を確認

登校前ポイント

気象情報等により翌朝の登校時の危険性を予想⇒前日に臨時休業や始業時刻の変更について判断・周知

下校時ポイント

気象情報等により下校時の危険性を予想⇒下校時刻の変更、保護者への引渡し・学校待機等の判断・実施

天候回復後

- ・警報等の解除後、児童生徒等の安否確認、校区の状況把握を行い、登下校の再開を検討
- ・安否確認、校区の状況確認時、教職員の安全確保に留意